

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第45号。以下「施行規則」という。）第2条第9項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(開催通知)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療介護部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

(委員欠席の取扱)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。

2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べるができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

(1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

(公開の手續)

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手續等については、会長が別に定める。

3 協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項の規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月27日から施行する。